平成２９年（フ）第２８１号
大阪市大正区平尾３丁目23番19号
債務者　稲村久美子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２６号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目１番35―416号
債務者　渡辺　　創
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６９号
大阪市淀川区西三国１丁目２番38―505号、前住所大阪府吹田市垂水町１丁目20番11―702号
債務者　芳賀　智子（旧姓向田）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４２号
大阪市旭区清水５丁目10番５号　ディモーレ清水203号
債務者　金子秋男こと　金　　秋男
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５８号
大阪府大東市幸町１番25号
債務者　梶岡　公代
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６５号
大阪市淀川区野中北１丁目４番17―603号
債務者　石田　葉子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１３号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　大西　美緒
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８２号
大阪市生野区巽北１丁目20番２号下野マンション202号
債務者　ＳＨＩＮ　ＭＹＵＮＧＡＥ　申　　明愛
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６号
大阪府和泉市善正町669番地の10
債務者　廣島　慶子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2945番地の１
債務者　生野　佳子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
大阪府岸和田市加守町４丁目５番28号
債務者　森　　輝行
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
大阪府和泉市王子町２丁目１番９―302号
債務者　西川八重子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
大阪府泉南市男里６―12―30フォレストコートＡ102、住民票上の住所大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の166
債務者　川崎　友美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番24―207号、前住所大阪府泉大津市助松町３丁目１番31―508号
債務者　森本　　寿
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
大阪府貝塚市森824番地３棟304号
債務者　中西ゆかり
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
大阪府岸和田市藤井町１―17―20　ＤＩＡＮＥ大宮105号室、住民票上の住所大阪府岸和田市大北町18番５号
債務者　尾崎　　渚
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
札幌市西区発寒17条３丁目７番32号　雪田方
債務者　蓑島穂乃香
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部